

令和8年度 第1回半田市環境審議会議事録

開催日時	令和8年7月23日（木）	14時00分～16時00分
開催場所	半田市役所庁議室	
会議次第	【議題】 1 あいさつ 2（1） 環境審議会の役割 （2） 第2次半田市環境基本計画の中間評価について （3） 太陽光発電設備の設置に関する条例について 3 その他	
出席委員	千頭聡、竹内晋平、榊原靖、倉田恒雄、岩浪房子、安達典孝、山田和男、澤田和孝、岸岡宏昌 ※敬称略	
欠席者	酒井元子、服部万里子 ※敬称略	
事務局	環境課長森下 環境担当副主幹山田、環境担当主査中村、環境担当書記高木 ごみ減量担当副主幹藤井	
その他	なし	
次第	議事概要	
1. あいさつ	—会長あいさつ—	
===== 2（1）. 環境審議会の役割について	===== （会長） それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、1回目ということで、議題の前に初めてお会いする方もいらっしゃると思いますので、簡単な自己紹介から始めませんか。 順番に、お名前とどういことをされているかを簡単にお話いただければと思います。 ≪各委員による自己紹介≫ （会長） それでは、次第に従って進めさせていただきます。 本日の議題は、「環境審議会の役割について」、「令和7年度第2次環境基本計画の点検・評価について」、「太陽光発電設備の設置に関する条例」の3点となります。 本日は事務局からの説明を受けたのち、皆様からのご意見を伺ってまいりますのでよろしくお願いいたします。 また、岸岡委員に置かれましては、市の行政としての立場もあり、市が取り組んできたことを市の立場として評価してしまうことになるため、昨年と同様に評価を行うことはせず、意見のみをお伺いする形で進めさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。 ≪異議なし≫ 異議はなさそうですので、意見のみお伺いする形で進めさせていただ	

きます。

それでは、議事（１）「環境審議会の役割」について、事務局より説明をお願いします。

=====

（事務局）

説明に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきます。紙ファイルに本日の資料を綴じさせていただいております。資料①から資料⑦までインデックスがついた資料をご用意しております。資料が抜けている等はよろしかったでしょうか。

それでは、議事（１）「環境審議会の役割」について説明をいたします。インデックス資料①のついた A4、１枚の資料をお願いします。

半田市環境審議会の役割について

「項番１．設置目的」ですが、半田市環境審議会条例という条例に基づき、市の基本計画となる環境基本計画の策定・改定の審議や環境に関する総合的な審議を行うため設置されております。先ほど、自己紹介もされてご承知とは思いますが、学識経験者、諸団体、行政職員と幅広く多岐にわたる委員で構成されています。

「項番２．役割」は記載の①②の２つがございます。これまでの環境審議会の役割は、①に記載のように公害が発生した際の専門的な助言をいただく役割を担っていただいております。そのため、近年、公害の発生もなくなり、審議会も開催されないことがあり、新たな役割として、②の環境基本計画の評価を行っていただくものとなります。

「項番３．推進体制」としまして、イメージ図にまとめています。審議会でもいただいた評価について、計画に携わる庁内連携組織へフィードバックし、施策への反映を検討し、PDCA サイクルを通じて、計画を推進してまいります。

「項番４．評価方法」、「項番５．スケジュール」については記載のとおりです。

また、今年から審議会１回あたりの報酬が 7,700 円となっておりますのでご承知おきください。

簡単ではございますが、事務局の説明は以上となります。

=====

（会長）

「環境審議会の役割」についてご質問はありますか。

===== 2(2).令和 7年度環境基 本計画の評価 について	≪質問なし≫ 質問等ないようですので、以上で議事(1)について終了します。 続きまして、議事(2)「令和7年度環境基本計画の評価」について事務局から説明をお願いします。 計画の柱が5つありますので、柱ごとに意見を伺いたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。 ===== (事務局) 環境基本計画評価表及び実績報告書に従い、柱ごとに説明をさせていただきます、それぞれご質疑をいただきたいと思います。 まず、本年度から、実績報告書の個票の様式を変更しております。資料②の8ページをご覧ください。変更した理由としましては、各柱の事業を各課が自己評価するにあたり、従来の様式では、次年度の目標値の記載欄がありましたが、数値目標がない事業が多いことから、記入が難しいと意見が多くあり、目標値の記載欄をなくしました。 令和12年までの実績数値が必要な事業につきましては、各柱の「施策の進捗を見る指標・目標」のページに記載しております。 また、個票の下段に後期計画がスタートした2025年から最終の2030年までを棒グラフにし、現状の進捗度合を矢印で示すことで、目標値を数値で定めていない事業においても目に見えて進捗をわかるようにいたしました。 では、計画の実績報告書に関します資料の確認をさせていただきます。資料②が、本日メインの実績報告書の資料となります。柱ごとにインデックスを付けており、5つの柱で構成しております。 続きまして、資料③、資料④をお願いいたします。 委員の皆様、記載をお願いする評価表となります。様式は昨年度と同じであります。 のちに詳しく説明いたしますが、資料①実績報告票を参考にしながら、柱ごとに評価をしていただくものです。 それでは、資料①「令和7年度実績報告書」について、柱ごとに説明をしていきます。まずは資料①の構成がどうなっているか簡単に説明いたします。 実績報告書の1ゼロカーボンのページをご覧ください。柱ごとに「施策の展開」として、後期計画にあります、「市が取り組むこと」を確認するページとしております。 次に、各柱の計画の目標値に対する推移をまとめており、施策の進捗状況を見るページとなります。 続いて、3ページをご覧ください。令和7年度にそれぞれの柱で取り組んできたものの中から、重要なものや新しいものをピックアップし、主
---	--

===== 柱1 ゼロカーボン社会	な実施事業としてまとめています。 5 ページからは、環境状況等につきましては、柱の施策に係る統計データをまとめたページとなります。 そして、8 ページからが、柱1 の基本計画の実績報告票となります。それぞれの取組を各担当が評価した個票となります。各取り組みについて、詳細に記載されているものです。基本計画は104 の取組があり、それぞれの個票があります。1 つの取り組みに対して、複数課が実施している場合もあり、それぞれの課で提出してもらっているため、個票は104 よりも多くなっております。 個票については、時間に限りがございますので説明は省略をいたしますが、関心のあるところ、気になるところがあるときにご覧いただければと思います。 資料①の構成については以上となります。 それでは、柱1 の実績報告書の内容を説明します。資料①実績報告書の1 ページ目をご覧ください。 柱1 「ゼロカーボン社会」では、ゼロカーボン社会の実現に向け、脱炭素の取り組みを行政が行うとともに、市民・事業所へも普及していくことを目指して取り組んでまいりました。全体的に概ね良好に進んでおります。 ここで資料の文言を一部訂正いたします。2 ページ目の資料目標値ですが、上の表が「現状値」とありますが、後期計画では「基準値」となりますので、訂正をお願いいたします。 上段のCO₂ 排出量ですが、半田市全体での排出される量となりまして、前年度よりも増えております。 中段にあります「半田市役所におけるCO₂ 排出量」ですが、令和6 年度に採択された環境省の交付金を活用して、公共施設への太陽光発電の導入や公用車へのEV 導入を進めることで、令和12 年度の目標値はおおむね達成される見込みとなっています。 しかしながら、全体排出量のうち、家庭部門の増加と、市役所における排出量の微減は、熱中症対策からエアコンの積極的な使用により、電気の全体使用料が増加傾向にあることが考えられます。 公共施設での太陽光発電の導入ですが、令和7 年度においては、横川小学校、宮池小学校、給食センター、板山公民館で設置事業を実施いたしました。市内小中学校においては、令和7 年度から全校で体育館でのエアコン使用を開始しているため、今後も、建て替えや大規模改修の予定と合わせながら、環境省の交付金を活用して積極的に太陽光発電の導入を進めていく予定です。 環境配慮型住宅用設備は、住宅への太陽光や蓄電池の導入の補助となりますが、市民ニーズも年々高くなっております。 3 ページをお願いします。 柱1 の主な取り組みと実施事業です。新たな取り組みを中心に説明いたします。
------------------------------	--

事業者向けへのアプローチとしまして、令和7年度には、知多信用金庫と連携し、営業担当者に向けた太陽光発電導入手法についてのセミナーを開催しました。これは、環境省の補助事業であります、民間施設や営農型の太陽光パネル導入事業を推進するため、まずは、金融機関の営業担当の方に制度を知ってもらい、営業担当の方が事業者の方や農家の方と融資等の話をする際に、話題に出してもらうことを狙いとして実施したセミナーとなります。

令和7年度に直接結びついた事例はありませんでしたが、本年度、金融機関から繋がり、前向きに検討しているというお話を伺いました。すぐに広がることはありませんが、引き続き、金融機関と連携し、事業所へのアプローチを進めていきたいと考えております。

17ページの都市計画課が進めております「公共交通機関の利用促進」につきまして、おでかけタクシー制度が、実証運転から本格稼働となったり、新たな地域で実証運行が開始したりするなど、目標達成に向けた取り組みが進んでおります。

30ページのクーリングシェルトの設置につきましては、後期計画で主な施策となったものです。健康課がクーリングシェルトの設置を進めており、令和7年度においては、小中学校保護者宛てにテトルという配信ツールを利用して周知や積極的な利用案内を行いました。

柱1の説明は以上とさせていただきます。

=====

(会長)

それでは柱1についてご質問ありますか。

(委員)

2ページと7ページでCO₂排出量の数値が合っていないと思います。また、個票の様式を変更したとのことですが、自己評価とその下の達成度の棒グラフで評価に乖離があるように見える。どのように見ればよいのか伺いたい。

(事務局)

CO₂排出量は1,138が正しいので修正します。個票の見方ですが、10.自己評価は単年度の評価となっており、その下にある棒グラフは2025年から2030年までの中でそのくらい進捗しているかを表しています。

(会長)

CO₂排出量について、R7年の結果公表だとしても実績値はR5年など、公表の年と実績値の年で異なるものがあると思うので、それが分かるような書き方をした方がいいですね。

(委員)

R12年の目標値も、実際の値はR10年の値となるのでしょうか。

===== 柱2 資源循環社会	(事務局) R12年の目標値について改めて確認します。 (会長) 他に何かご意見がある方がいないようでしたら、以上で柱1については終了します。続いて柱2についてお願いします。 ===== (事務局) それでは、柱2の説明をさせていただきます。 インデックス柱2「資源循環型社会」のページをお願いします。 34ページになります。 柱2「資源循環型社会」では、環境への負荷をかけないため、ごみ削減やリサイクルの推進を行い、資源循環社会の実現を目指し、事業に取り組んでまいりました。 ここでの指標は、市民一人1日当たりのごみ排出量としておりますが、大きく目標値を上回っており、令和7年度も大きく削減をすることができました。 なお、目標値については、ご意見をいただいております、計画の見直しを実施する中で、数値の見直しを行いました。 35ページお願いします。 柱2「資源循環型社会」の主な実施事業になります。 例年、主な実施事業として行っていた、「ごみ減量協力還元事業」は、令和7年度にいては、ごみ減量目標値420gに対し、結果が427gでしたので、配布はできませんでした。 取り組みとしましては、社会福祉協議会と民間企業と協力して、市内の協力店舗や公共施設にフードドライブポストを設置して、食品ロスの削減を図りました。 柱2の説明は以上とさせていただきます ===== (会長) それでは柱2についてご質問ありますか。 (委員) 地域で民間企業のごみステーションが増えていると感じますが、民間企業のステーションの情報を把握しているのか、把握しているのであれば、実績報告等に反映しているのか伺いたいです。 (事務局) 全てのステーションの情報を正確に把握できている訳ではありませんが、ある程度の情報は事業所より情報提供いただいております。ただ、実
-------------------------------	---

===== 柱3 自然共生社会	績報告の数値は市が回収等を行った数値のため、民間のごみステーションの数値は反映していません。 (会長) 注記で民間事業所の回収量を記載してもいいかもしれません。 39ページの回収区分のうち、刈草・剪定枝の回収量が増えています。豊田市では行政が回収の手数料を値上げし、民間事業所もそれに併せて手数料を上げるようになっている。剪定枝の回収方法について何か考えていますか。 (事務局) あきらかに事業所から出たと分かるものの回収はお断りしています。一方で、家庭で出たと言って複数回持ってくる方がいた場合、剪定枝の回収量を制限するなど、今までの運用を考え直す時期になってきていると考えています。 (委員) シルバー人材センターが剪定枝等をトラックに載せて走っているのを見るが、リサイクルセンターで回収しているのか。 (事務局) シルバー人材センターは、市と契約している民間事業所に直接持ち込んでいただいています。 (会長) 他に何かご意見がある方がいないようでしたら、以上で柱2については終了します。続いて柱3についてお願いします。 ===== (事務局) それでは、柱3の説明をさせていただきます。 インデックス柱3「自然共生社会」のページをお願いします。 54ページになります。 柱3「自然共生社会」では、河川・農地等の自然環境保持と生物多様性の保全を図るため、自然共生社会を目指し、生物調査や耕作放棄地の対策に取り組んでまいりました。 指標であります、中段、水生生物調査で確認できた在来種の種数について、R7 度に在来種の種類が大幅に減る結果となりました。令和12年の目標値達成に向けて、水生生物調査の際に、減った原因等の分析ができるよう理科の先生方と検討していきます。下段、耕作放棄地の面積は、前年度より大幅に増え、目標値を達成することが難しくなっている状況です。これは、昨年度もご説明しましたが、測定方法を紙からタブレットに変更したことで、より正確に測定したことが要因であります。
-------------------------------	--

===== 柱4 安心・快適社会	有脇地区で毎年開催しているかいどり活動は、大洞池において、「有脇の農地・水・緑を守る会」が行い、外来魚の駆除などため池の保全を図りました。こうした活動が在来種保護につながっているだけでなく、参加している有脇小学校の児童たちは、その場で生き物観察や外来種と在来種の説明も聞くことができ、啓発活動に繋がっているものと考えます。地産地消に関しては、児童体験農業として、地域の農業関係者と連携して、小学校や保育園で稲作体験等を実施することができました。 81ページに記載の、給食センターの取り組みでは、今年9月に愛知県で開催される「アジア・パラリンピック」の一環として、地元食材を使用したアジア料理の給食献立を募集し、実際に市内小中学校の給食で提供することで、地元産食材の促進を図りました。 柱3の説明は以上とさせていただきます ===== (会長) それでは柱3について、在来種の減少について委員からご意見ありますか。 (委員) 在来種の数減少については、実施の時期の問題もあると思います。また実施の回数も少ないため、今回在来種が確認できていないから在来種が減っているとは言えないと思います。 (委員) 生物調査の目標値があることに少し違和感があります。また、在来種の保全については、外来種をどうにかしないといけないと思います。 (事務局) 一定の基準を設けて、その基準値に達していれば環境保全ができているという指標としています。 また、外来種への対策という点については、小中学生を中心とした子どもたちへの啓発をメインに考えています。例えば、亀と聞いて子どもたちが思い浮かべるのが、外来種のミシシippアカミガメとなるのはよくないと思っています。出前講座や水辺マップも活用しながら啓発していきたいです。 (会長) 他に何かご意見がある方がいないようでしたら、以上で柱3については終了します。続いて柱4についてお願いします。 ===== (事務局) それでは、柱4の説明をさせていただきます。 インデックス柱4「安心・快適社会」のページをお願いします。 82ページになります。
--------------------------------	--

柱4「安心・快適社会」では、公害防止にかかる取り組みになりますが、大気や水質などの監視を行い、安心・快適な社会を目指し、事業に取り組んでまいりました。

河川のBODですが、ここ数年、矢勝川で基準値を超えてしまっており、水質の悪い状況が続いております。

下段、下水道の接続率は微増している状況です。

84ページから

柱4「安心・快適社会」の主な実施事業になります。

ここでの取組では、実施した事業のことよりも、監視する取り組みが多く、測定した結果が多くなっています。

1枚めくっていただきまして、中段、畜産農家の臭気対策支援・臭気監視指導について、農政課と環境課で連携し行ってきました。市独自の臭気指数15以下の基準を満たす割合も高い水準を維持しています。法定基準超過施設が1施設増えたため、該当している施設には引き続き農政課と連携して助言や指導をしてまいります。

さらに、右ページに行きまして、生活環境に関する相談については、環境課に連絡が入りますと、現地確認をし、対応が必要な場合は口頭や文書により通知を行っています。苦情の件数としては、令和7年度は増加しておりますが、雑草の繁茂が増えており、大気汚染の項目は減少しております。

117ページの「ポイ捨て防止の推進」ですが、環境課の取り組んだ内容となりますが、新たな啓発事業として、鉄道事業者と協働して、駅利用者向けの啓発ポスターを作成し、駅周辺にポイ捨てゴミの多い住吉町駅に掲示することができました。

柱4の説明は以上とさせていただきます。

=====

(会長)

それでは柱4について、在来種の減少について委員からご意見ありますか。

(委員)

87ページの矢勝川のグラフについて、このグラフだけ数値が他のグラフと違っていて、ぱっと見ただけだとさほど他の川との差がないように見える。グラフの軸の数値はすべてのグラフで統一するようにお願いしたい。

グラフもそれぞれ個別で記すのではなく、1つのグラフの中に、それぞれの川のデータを示すなど、グラフの作成方法を変えてもいいと思います。

また、神戸川でアユやモクズガニがいることを知らない方が多いので、そのようなことを情報発信していただけるといいと思います。

(事務局)

グラフについては、基準軸の数値をそろえたり、グラフの作成方法を変えたりするなど、分かりやすく示すようにします。

(委員)

駅でポイ捨てをされたゴミの種類について伺いたいです。

(事務局)

ペットボトルやたばこ、お菓子の袋など特定のものがたくさん捨てられているというよりも、様々な種類のごみが捨てられています。

(会長)

83ページの「大気や水質等に関する不安のない生活環境が保全されていると思う市民の割合」が半分以上となっている理由として何か考えられるものはありますか。

(事務局)

大きな要因は畜産臭気があることだと考えています。

(会長)

質問の項目を、悪臭とその他の項目に分けた方がいいかもしれません。

(会長)

他に何かご意見がある方がいないようでしたら、以上で柱4については終了します。続いて柱5についてお願いします。

=====

(事務局)

インデックス柱5「協働」のページをお願いします。

119ページをご覧ください。

柱5「協働」では、協働の手法を活用することで、市民・事業者・行政がそれぞれの強みを活かし、環境保全活動に取り組み、ふるさとの環境をまもるために、事業を取り組んでまいりました。

指標となる、環境イベントの参加者数は、令和7年度は前年度から減少しました。しかし、ホームページのアクセス数は増加しております。親子で学べる環境啓発動画への反響も大きいため、啓発事業としては、結果がでていていると考えております。令和8年度からは、SNSを新規の計発媒体として利用を検討しており、引き続き、各イベントへの参加者数増加に向けた取り組みを進めてまいります。

122ページをご覧ください。

柱5「協働」の主な実施事業になります。

自然観察会は、自然と触れ合うことで、自然の大切さや身近な環境に興味を持ち、環境保全の理解を深めることができるため、毎年人気のあるイベントになっています。

129ページの「学校での環境学習」ですが、学校教育課の個票にな

ります。これは、市内5中学校の生徒会の生徒が集まってさまざまな学校課題等を話し合う「生徒会サミット」の中で、令和7年度は、各中学校が学校でできる、SDGsの内容をテーマに話し合いを行い、企画課と連携して、「半田市SDGs宣言団体」に登録しました。

半田市市民活動助成事業については、令和7年度も、市民活動団体と企業が協働で実施する環境分野における事業が1事業採択されており、今後も活用を検討していきたいと考えています。

また、「祭りやイベント時における環境への配慮」では、137ページから139ページに記載がありますが、それぞれの祭りやイベントにおいて、ごみ箱を設置しない方法や、ごみの分別の実施など、それぞれのイベントや祭りに合った方法を工夫して取り組んでいます。

柱5の説明は以上とさせていただきます。

=====

(会長)

それでは柱5についてご質問ありますか。

(委員)

水生生物調査について、以前と比べると規模も縮小してきていると思いますが、現在はどのような様子ですか。

(事務局)

小中学校の先生方と一緒に活動ができる貴重な機会だと考えています。年3回行う中で、多くの先生方にご参加いただき、前向きに取り組んでいただいております。

(委員)

フラワーコンクールをこれまで実施してきていたと思います。今回の資料には記載がありませんが、現在も行われていますか。

(事務局)

フラワーコンクールは現在も実施をしております。

(会長)

市民協働課の会議の中で、環境保全に関する協働数が2つと言われましたが、今はそのくらいの数なのでしょうか。

(事務局)

協働している数はもう少し多いと思います。確認をします。

(会長)

他に何かご意見がある方がいないようでしたら、以上で柱5については終了します。これで5つの柱ごとの説明が終わりました。

なお、資料全体をとおしてですが、実績報告票の達成度を示す棒グラフについては、達成度が感覚的な評価になってしまう部分があると思い

ます。この棒グラフを残すのか、残す場合は、前年の達成度を示す矢印を残して、当年度の達成度を示すなど、記載方法を検討してみてください。

本日は、令和7年度取り組まれてきたことの事務局からの説明と、それに対しての委員の皆様からの意見をお聞きしました。

評価のとりまとめで、今後どのようにしていくか、流れにつきまして、事務局からの説明をお願いします。

=====

(事務局)

今後の流れを説明させていただきます。

今日は令和7年度に取り組んできた内容についてご説明をさせていただきました。

時間の都合上、評価までのお時間をとることができないため、大変申し訳ありませんが、お持ち帰りいただき、評価を行っていただきたいと思います。

評価いただく評価表については、資料③となります。実際に評価していただく際に記入していただく評価票ですが、柱ごとに評価をお願いしたいと考えおります。5つ柱がありますので、5枚の評価票となります。柱1を例に説明をします。1ページ目、ページ上段に「取組の方針」と「施策の方向性」を記載しており、その下の段に、空欄となっている評価欄があります。この欄に、この柱に関しての評価を評価「AA 良好」から「C 改善・見直しの一層努力が必要」のうちから選んで記載をお願いします。

評価の方法としては、先ほど説明いたしました、資料②実績報告票を参考にしながら、2ページ目にあります、「評価できる点」、「期待したい点」、裏面に、「評価できない点」「問題と思われる点」の4つの視点で評価をお願いします。

また、質問事項がございましたら、質問欄がありますのでご記入いただき、後日回答をさせていただきます。11ページ以降が記載例となっています。

また、今年から委員になられた方もおりますので、資料④として、昨年度どのような意見が出ているか、昨年の取りまとめ票を参考資料としてつけておりますので参考にしてください。

すべての評価を行っていただくと、すごく時間がかかってしまいますので、委員の関心が高いところ、気になるところを中心に評価を行っていただければと思います。

ご多忙のところ恐縮ですが、8月21日（金）までに評価表をご提出お願いいたします。

===== 2(3).半田市太陽光発電設備の設置に関する条例の制定について	ご提出いただいた評価表については、次回の会議までに評価書という形に取りまとめいたしますので、次回の会議で評価書についてご意見いただき、完成していく流れとしています。 事務局からの説明は以上です。 ===== (会長) 「今後の流れ」についてご質問ありますか。 ないようですので、以上で、議事(2)については終了します。 続きまして、議事(3)「半田市太陽光発電設備の設置に関する条例の制定について」事務局から説明をお願いします。 ===== (事務局) 資料⑤をご覧ください。 3つ目の議題として「太陽光発電設備の設置に関する条例」について取り上げました。資料の3ページ以降に、条例素案の素案レベルの案を添付しております。今回は条例の細部に重点を置くのではなく、作成の初期段階で委員の皆様からご意見をいただき、条例に反映させていきたいと考えております。 条例制定の経緯ですが、本市においても太陽光発電設備の設置が進んでいますが、多くはFIT制度による売電を目的としており、エネルギー庁の定めるガイドラインに基づき、地元住民への説明会が実施されてきました。 しかし近年、FIT制度を利用しない発電事業が増加し、その場合はガイドラインの適用外となり、住民説明が行われないまま設置されるケースが増えております。このことから地域住民の不安の声も環境課へ寄せられるようになりました。 これを受けて、昨年本市はガイドラインを策定し、住民説明を促す対応を進め、昨年1年間で2件の説明会を実施しました。 それでも、景観重点区域での太陽光発電設備設置が行われ、一部では住民運動も発生したことから、より実効性のある条例制定を求める動きが強まりました。 ただし、環境課としては太陽光発電導入の推進も重要と考えており、本条例は規制を主眼とするのではなく、地域と調和した適正な導入推進を目的としたものです。 条例制定状況とスケジュールについてですが、全国的には同様の条例
---	---

が多く制定されていますが、近隣では大府市や南知多町が制定済みです。参考資料として資料⑦に添付しております。

スケジュールとしては、本日時点での案は素案の素案であり、条例の制定方針をご説明します。第2回審議会までにこれを取りまとめ、詳細なご意見をいただく予定です。

2ページをご覧ください。条例の大きな特徴は以下の3点です。

第6条：設置抑制区域（設置を控えてほしい地域）の設定

第9条：抑制区域での設置には市と事業者間で協定締結を義務付け

第16条：条例違反事業者に対する罰則規定の設置

設置抑制区域の設置禁止については、財産権の問題もあり全面禁止が困難なため、設置抑制地域で協定を義務付け、協定締結という手間により設置を抑制する方針です。この仕組みで市と事業者の関係を維持しつつ、抑制区域への設置を減らしていきたいと考えています。

条例素案についてですが、3ページ以降に示した案は、現行ガイドラインと他市の条例文を組み合わせた素案レベルのものです。今後、条例で詳細を定めずに規則等で補足する可能性もありますので、現段階ではご参考程度にご覧ください。

ご意見は資料⑥の様式をご利用いただき、8月21日（金）までにご提出をお願いいたします。

素案がまとまり次第、第2回審議会前でも共有させていただきます。

事務局の説明は以上となります。

=====

（会長）

「半田市太陽光発電設備の設置に関する条例」については、現時点では素案の段階であり、修正の余地がありますので、一度委員の皆様には持ち帰っていただき、ご意見等ありましたら、また事務局へ報告してください。

以上で議事（3）については終了します。

最後になりますが、事務局から連絡事項はありますか。

=====

（事務局）

2点お願いします。

1点目、環境基本計画の評価、条例に対する意見に関しましては、8

	月21日（金）までをお願いいたします。 2点目、本日評価いただいたものについては、評価を事務局が取りまとめた後、皆様にご確認をいただきたいと思っております。また、議事録についても、事務局作成の後、皆様にご確認をいただいたうえで、ホームページに掲載させていただきます。 よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。 ===== （千頭会長） これをもちました、第1回環境審議会を終了いたします。
	（終了）